

## 令和7年度第1回岬町総合計画審議会 議事録

日 時：令和7年11月7日(金)10:00～

場 所：岬町役場 3F 第2委員会室

出席者：

敬称略。五十音順

氏名	所属	役職等
下村 泰彦	大阪公立大学	名誉教授
大浦 由美	和歌山大学	観光学部長
河野 あゆみ	大阪公立大学	看護学部教授（地域包括ケア科学）
奥野 学	岬町議会	総務文教委員会 委員長
大里 武智	岬町議会	厚生委員会 委員長
出口 実	岬町議会	事業委員会 委員長
楠原 弘之	岬町商工会	会長
茂野 憲一	岬町農業委員会	会長
川端 修	岬町観光協会	会長
森村 成康	岬町自治区長連合会	会長
田中 繁樹	岬町人権協会	会長
辻下 謙二	岬町社会福祉協議会	会長
久保田 将功	連合大阪泉南地区協議会	議長
出口 佳宏	株式会社ジェイコムウエスト	りんくう局局長
高橋 晃	株式会社紀陽銀行	羽倉崎連合店（岬コミュニティプラザ統括）支店長
鳴岡 智基	南海電気鉄道株式会社	まちづくり推進室 共創事業部
大西 正一		住民代表

### ○ 本会議会長

#### 1 開会

事務局：第1回岬町総合計画審議会を開催します。

<配布資料確認>

資料1 岬町総合計画審議会委員名簿

資料2 岬町総合計画条例

- 資料3 岬町総合計画審議会条例  
資料4 岬町総合計画審議会スケジュール  
資料5 前期基本計画進捗報告資料  
資料6-1 令和7年度岬町新総合計画後期基本計画策定のための  
アンケート調査報告書（概要版）  
資料6-2 令和7年度岬町総合計画後期基本計画策定のための  
団体アンケート調査報告書（概要版）  
資料7-1 基本計画（素案）序章検討資料  
資料7-2 新旧対照表  
(参考資料) 第5次総合計画冊子

## 2 町長挨拶

## 3 委員の紹介

## 4 岬町総合計画及び岬町総合計画審議会について

事務局：それでは、ここで、岬町総合計画及び岬町総合計画審議会について条例の規定を確認しながら、ご説明させていただきます。

資料2 岬町総合計画条例及び資料3 岬町総合計画審議会条例をご覧ください。

まず、岬町総合計画でございます。資料2 総合計画条例に規定しております。第1条で本町における総合計画の位置づけを明らかにしております。

第2条第1号では、総合計画は将来のまちづくりの方向性を示す最上位の計画であること、基本理念及び将来像を示す基本構想と施策の方向性を体系的に示す基本計画によって構成されることが定められております。

また、第3条では総合計画を策定又は変更しようとするときは、当審議会へ諮問することが定められております。

さらに第4条では、基本構想を策定又は変更しようとするときは、議会の議決を経ることが定められております。

なお、今年度の会議においては、5年ごとの基本計画の変更に係る審議を予定しており、基本構想については変更予定はありません。

次に岬町総合計画審議会でございます。資料3 総合計画審議会条例に規定しております。

第1条では、本審議会は、地方自治法（第138条の4第3項）の規定に基づき設置される審議会であることが、第2条では、審議会は、町長の諮問に応じて、総合計画に関する事項を調査および審議し、意見を答申することが定められています。

第3条では、審議会の委員は、ご紹介いたしましたとおり、学識経験者、町議会議

員、町長が必要と認める方から 20 人以内で構成するとされ、任期は諮問に係る必要な調査が終了するときまでとなっています。

第 4 条では、会長・副会長 1 名を置き、委員のうちから選挙により定め、会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理することが、第 5 条では、会議は、会長が招集し、議長となり、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることが定められています。

簡単ですが、総合計画及び審議会に関する説明は以上でございます。

## 5 会長・副会長の選任

事務局：それでは、会議次第 5 番目の会長・副会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長・副会長は岬町総合計画審議会条例第 4 条の規定により委員のうちから選挙で定めることとなっております。

会長・副会長の選出につきまして、皆様のご意見をお願いいたします。なお、ご発言の際には、手元にありますマイクスイッチを押してからご発言くださいますようお願いします。

委員：本日が初めての審議会で、お互いにすべての方を存じ上げていませんので、選挙での選出は難しいかと思います。については、それぞれの委員の経歴をよくご存知の事務局に推薦いただくことを提案します。

事務局：ただいま、委員より事務局から推薦させていただく提案をいただきましたが、他にご意見のある方はございませんでしょうか。

(意見なし)

事務局：ご意見がないようですので、事務局から推薦させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局：僭越ではございますが、会長には第 5 次総合計画審議会の会長や総合戦略会議の会長及び、部会長を多数経験されています下村委員に、また、副会長にはこれまで総合計画審議会の委員を歴任されている河野委員を推薦させていただきます。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局：異議なしの声をいただきましたので、会長には下村委員、副会長には河野委員を選任させていただきます。それでは、会長席と副会長席にご移動いただけますでしょうか。

(座席移動)

事務局：会長、副会長にそれぞれひとことご挨拶をいただきます。

まず会長よろしくお願ひいたします。

## 6 会長・副会長の挨拶

会長：皆様のご推举によりまして会長の任を務めさせていただくことになりました。下村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。先ほど田代町長からもお話がありましたが、本総合計画というのは本町の将来、10年後を見据えた計画でございまして、これにつきましては、本町が将来どういうふうに町の方々の人口を増やしたり、さらに賑わいを見せたり、健康や福祉など様々な観点の一番上位の計画でございます。従いまして、この計画に載ってないことは、なかなか取り組みにくいという状況にこれからなってまいります。従いまして、各分野、町民の方々、様々な皆様のご意見を反映したような形で、5年前に第5次を作らせていただいた次第です。社会情勢が変わってきておりますし、先ほど、町長様よりもお話がありましたように、やはりコロナもありましたが、それ以降も物価上昇でありますとか、少子高齢化の問題というお話をございました。それらに対して積極的に前向きに取り組んでいくというのが、この総合計画の審議会の目指すべきところでございます。5年経ちましたので、中間見直しで、これが社会状態いろいろ変わってきておりますので。後5年どうしてかっていうところを今回皆様のお知恵を拝借して修正していくというのが、今回の審議会で求められてる内容かというふうに認識しております。どうぞ忌憚のないご意見頂戴してですね、本町の将来どうしたらいいかっていうことを、皆様のお知恵を拝借しながら、この審議会を進めてまいりたいと思っております。また、進める上では委員の皆様のご協力、必須でございますし、副会長に選出されました河野先生のお力もお借りしながら、いいものにしてまいりたいと思いますので、ぜひ皆様ご協力をよろしくお願ひいたします。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。続いて河野副会長よろしくお願ひいたします。

副会長：ただいま副会議に推挙をいただきました。河野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私はこの20年間程、看護学部で、高齢者の介護や、福祉分野、それから医療分野の委員としてこちらの岬町で関わらせていただいております。先ほど、田代町長、下村会長がおっしゃられましたように、確かこの5年前にですね、この計画策定の時に私も参加させていただき、その時は緊急事態宣言がちょうど起こる前に確か第1回があったように記憶しております。その時点から5年間、急速に、特に福祉保健分野から見てますと、状況が変わってきているなと思います。特にサービスを提供する人材が、泉州地域全部そうかもしれないんですが、非常に減ってきており、どういうふうな仕組み、専門分野だけでは対処しきれない問題があるなど普段感じております。この総合計画はそういう様々な分野の地盤になる計画だと思っております。副会長として、会長のご進行をできる限りサポートさせていただき、進めさせていただきたく思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

<出席状況の確認>

事務局：ありがとうございました。あらためて、委員の出席状況の報告をさせていただきます。本日の出席委員は、委員総数 19 名に対し、17 名の出席となっております。岬町総合計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。なお、同条第 1 項の規定により、以後の会議の進行を、下村会長にお願いしたいと存じます。下村会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

<会議の公開について>

会長：それではお手元の会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。まず議事に入ります前に、会議の公開について事務局に説明を求めます。お願いします。

事務局：町の情報公開条例により、会議につきましては、原則として公開とされています。ただし、例外として、個人や法人等に関する情報など、この条例で定められた事項に該当する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると予想される場合は、非公開とすることができます。なお、公開とされました場合は、会議での発言や議事録についても後日、公開されることとなります。

会長：ただいま事務局から説明がありましたとおり、会議については原則公開とされています。会議の公開については、特段の事情もないと判断されますので公開することよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局：本日、事務局に傍聴の申し出が行われております。

会長：ただいま、事務局から傍聴の申出の報告を受けましたが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：異議なしと了解が得られましたので、傍聴を許可します。

(傍聴者入場)

## 7 議事

会長：傍聴の方が入室されました。それでは、議事を進めてまいります。

まず、議事案件 1) の諮問について、田代町長より諮問をお受けいたします。

町長：岬町総合計画審議会会长様、岬町長田代堯「第 5 次岬町総合計画後期基本計画（素案）について（諮問）」岬町総合計画条例第 3 条の規定に基づき、第 5 次岬町総合計画後期基本計画（素案）について、諮問いたします。どうかよろしくお願ひいたします。

事務局：以降の審議につきましては、町長から命を受けました事務局において説明をさせていただきますので、町長は、ここで退席をさせていただきます。

(町長退席)

会長：それでは、ただ今、田代町長から諮問を受けました「第5次岬町総合計画後期基本計画（素案）」について審議を進めて参ります。

まず、2) 第5次岬町総合計画後期基本計画策定スケジュールについてについて事務局より説明願います。

事務局：議事2「第5次岬町総合計画後期基本計画策定スケジュール」についてご説明します。資料4「岬町総合計画審議会スケジュール」をごらんください。

岬町第5次総合計画後期基本計画については、計画終期が令和7年度末となっており、今年度中に策定を完了する必要がございます。審議会の予定回数は来年3月末までで、本日を含めて3回を予定しております。

本日、第1回目は諮問から前期計画の振り返り、後期基本計画策定に向けて実施したアンケート調査結果のご報告と後期基本計画「序章」の検討という内容になっております。

第2回目は、後期基本計画「序章」について、本日第1回目審議会でいただいたご意見を反映した内容をお示しします。また、後期基本計画第1～6章の検討を行い、パブリックコメント案を確定します。

第2回目審議会の日程については、本日の議事案件6でも改めてお伝えしますが、令和7年12月18日（木）10時～を予定しています。

次に令和8年1月中旬から2月上旬の20日間にかけてパブリックコメントを行い、令和8年2月下旬に第3回目の審議会でパブリックコメント結果を反映、答申案を決定します。

最後に、令和8年3月に本審議会会長から町長へ後期基本計画の答申を行います。説明は以上です。

会長：ただいま、事務局より説明のありました策定方針と審議会スケジュールについて、質疑等はございますか。

(質疑なし)

会長：特にご意見無いようですので、進めさせていただきます。それでは、次に、3) 前期基本計画達成状況の検証について事務局より説明願います。

事務局：議事3「前期基本計画達成状況の検証について」についてご説明します。資料5「前期基本計画進捗報告資料」をごらんください。

3ページをご覧ください。まず第5次総合計画とは、のご説明です。

総合計画は町の課題や変化する社会的潮流などを見極め、歴史や文化、自然環境などの地域資源を大切にしながら、町が取り組むべきまちづくりの方向を明らかにする目的で策定しています。本町のまちづくりにおける最上位の計画で、長期的なまちづくりの方向性を示すものです。町の将来像の実現に向け、住民や事業者、行政が共有する指針となっています。

4 ページをご覧ください。総合計画の構成と計画期間のご説明です。

総合計画は資料の図のような構成になっています。まず、令和3年から10年間のまちの将来像や、まちづくりの基本的な方向性を示す「基本構想」があります。基本構想の下には、基本構想を実現するため、5年ごとの具体的な施策を示し、主な事業などを体系的に明らかにする「基本計画」があります。基本計画の下には、「実施計画」がございます。基本計画を踏まえ、具体的な事業計画を明らかにするもので、3ヶ年の計画を毎年ローリングし、見直していきます。

今回の「後期基本計画」の策定については、4ページ目の右下の図の赤色で囲っている部分で、お配りさせていただきました「第次岬町総合計画」の冊子で言いますと、33ページ目以降の内容を更新するものです。33ページ目以前は基本構想で10年間の構想でございますので、今回は更新は行いません。

資料5に戻りまして5ページをご覧ください。基本構想の内容についてもう少し詳しくご説明します。

まちの将来像「みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち“みさき”」を実現するため、少子高齢化や人口減少などのまちの課題への的確な対応とまちづくりとして進める方向性を4つの基本方針として設定します。また、まちづくりの基本方針を踏まえ、総合的なまちづくりを展開するため、6つのまちづくりの目標を設定します。

6ページから7ページをご覧ください。

まちづくりの目標については、第1章 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちから 第6章 すべての人が輝くまちづくりを進めるまちまでの6つの基本目標が設定されており、各基本目標の中には細かな施策が紐付けられています。

8ページをご覧ください。

基本計画は、基本構想で設定されている6つの目標と、それぞれの目標に紐付けられた全部で31の施策から構成されています。この31の施策には、各課で実施している事務事業がさらに細かく紐付いています。

それでは、ここから前期基本計画進捗報告の内容となります。

10ページをご覧ください。

基本計画のうち、前期基本計画とは、第5次岬町総合計画の計画期間（令和3年～令和12年）のうち、前期5年間（令和3年～令和7年）の基本計画を指します。

11ページをご覧ください。

前期基本計画の6つの目標の中に31の各施策があることをご説明しましたが、この31の施策の中には、それぞれ本町で実施している各事務事業がさらに紐付いています。前期基本計画期間における事務事業の状況として、ご覧の通りとなっています。それぞれの目標に対して、かなりの数の事務事業が紐付けられていることがおわかりいただけるかと思います。

12 ページをご覧ください。

前期基本計画における具体的な取組として、各目標に紐付く事務事業のうち、各年度の主要事業を抜粋してご紹介させていただきます。なお、令和 7 年度事業については年度途中ですので、実施予定のものもございます。

基本目標 1 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちは、主に健康・福祉・子育ての分野となります。

令和 3 年度には、「子育て世帯への臨時特別給付金の支給」として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童 1 人あたり 10 万円の給付金を支給、令和 4 年度には、「保育所給食無償化」として、令和元年 10 月からの保育の無償化に伴い、町の独自施策として保育における給食費完全無償化を引き続き実施、令和 5 年度には、「出産・子育て応援交付金事業」として、妊娠時から出産・子育てまで、妊娠届出時及び出生届出時以降に各 5 万円相当を給付する経済的支援を一体的に実施、令和 6 年度には、「子ども医療助成事業」として、子どもの健全な育成と保健福祉の向上を図るため医療費の一部を助成、令和 7 年度には、「保育所防犯対策事業」として、淡輪保育所において不審者等の防犯対策として防犯カメラを設置し、児童が安全・安心に保育所生活が送れる環境を整備などが具体的な取組として挙げられます。

13 ページをご覧ください。

基本目標 2 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまちは、主に教育・文化の分野となります。令和 3 年度には、「国指定重要文化財修復事業」として、損傷が著しい興善寺の仏像 3 体の修復費用等について補助金を交付、令和 4 年度には、「小中学校の G I G A スクール事業」として、児童生徒が教育における先端技術等の効率的な活用を行えるよう、I C T 機器の活用サポートを行う支援員の配置等を実施、令和 5 年度には、「文化センター改修事業」として、施設利用者の利便性の向上を図るため、車椅子使用者用トイレの設置及び屋上防水工事を実施、令和 6 年度には、「小学校の給食無償化事業」として、物価高騰等による家計への影響が特に大きい子育て世帯への支援で令和 6 年度から町内小学校の給食費の完全無償化を実施、令和 7 年度には、「修学旅行等保護者負担支援事業」として、保護者の経済的な負担の均等化を図るため、修学旅行先で車いす対応のバスや、介護タクシーなどを利用する際に通常のバス費用との差額分の補助を実施、などが具体的な取組として挙げられます。

14 ページをご覧ください。

基本目標 3 新たな活力と魅力があふれるまちは、主に産業・観光の分野となります。令和 3 年度、令和 4 年度には、「葛城修験日本遺産活用推進事業」として、日本遺産に認定された葛城修験について国内外に積極的に情報発信し、観光を目的とした誘客の促進を図るため、パンフレットの作成や案内看板の設置等を実施、令

和 5 年度には、「みさき公園整備事業」として、新たなみさき公園の整備に向け、PFI 事業として整備運営等事業者が提案する設計・建設・運営等に関する計画が業務要求水準を満たし、適正かつ確実なサービスの提供がなされているかを確認するため、令和 4 年度から実施しているモニタリング業務を引き続き実施、令和 6 年度には、「万博に向けた府域周遊観光促進事業」として、大阪観光局と連携し、地域資源の磨き上げや旅行商品の造成等の流通環境の整備やデジタルマーケティングを活用した効果的な情報発信・プロモーションを実施、令和 7 年度には、「長松自然海岸松林再生事業」として、長松自然海岸の松林について、地域と連携し、美しい海岸の再生に向け松の植樹イベントの実施や観光看板を設置、などが具体的な取組として挙げられます。

15 ページをご覧ください。

基本目標 4 豊かな自然の中で安心して暮らせるまちは、主に生活環境・防災の分野となります。令和 3 年度には、「ごみ処理施設整備事業」として、施設を適切に運営するため、経年劣化により損傷が著しいごみクリーンバケットの更新工事を実施、令和 4 年度には、住民の生命・財産等を災害から守るため、総合防災マップを作成、令和 5 年度には、「火葬場改修事業」として、火葬炉制御盤 1 台を更新、また、これに加えて停電対策として、非常用自家発電装置を設置、令和 6 年度には、「庁舎防犯体制整備事業」として、庁舎全体の警備体制の強化を図るとともに、犯罪抑止力効果を高めるため、守衛による人的警備に加え、役場庁舎に防犯カメラを導入、令和 7 年度には、「自転車用ヘルメット購入費補助金」として、自転車利用者の安全・安心な環境づくりに寄与するため、自転車用ヘルメットを購入する方に対し、購入に要した経費の一部を補助、などが具体的な取組として挙げられます。

16 ページをご覧ください。

基本目標 5 安全で快適な住み心地のいいまちは、主に都市基盤の分野となります。令和 3 年 度には、「自転車通行空間整備事業」として、歩行者・自転車及び自動車が適正に分離された自転車通行空間を整備するにあたり、令和 4 年度から 10 年間を計画期間とする「自転車活用推進計画」を新たに策定、令和 4 年度には、「町道池谷向出連絡線整備事業」として、地域防災力の強化のため、災害等の緊急時の深日向出地区から府道岬加太港線へのバイパス道路を新たに整備・供用開始、令和 5 年度には、「町道舗装修繕計画に基づく修繕」として、令和 4 年度に策定した町道舗装修繕計画により、舗装の長寿命化と維持管理コストの削減を図るために、計画的な舗装修繕を実施、令和 6 年度には、「多奈川地区多目的公園災害復旧事業」として、平成 29 年度に発生した多奈川地区多目的公園の地すべりについて、令和 7 年度の復旧を目指し令和 5 年度からの災害復旧工事を引き続き実施、令和 7 年度には、「大阪湾つながる海の旅づくり事業」として、岬町と兵庫県洲本市の広域連携事業で、両市町の港を中心とした人流の創出と地域の活性化を図るべく、航路復

活に向けた取組みを実施、などが具体的な取組として挙げられます。

17 ページをご覧ください。

基本目標 6 すべての人が輝くまちづくりを進めるまちは、主に協働・人権・行政の分野となります。令和 3 年度には、「地域おこし協力隊事業」として、広報紙や SNS 等の媒体を活用して情報発信する外部人材「地域おこし協力隊」の制度を活用し、引き続き関係人口を呼び込む取組みを実施、令和 4 年度には、「キャッシュレス決済システムの導入」として、住民サービスの利便性の向上のため、役場窓口における証明書等の発行手数料等の納付にキャッシュレス決済を導入、令和 5 年度には、「コンビニ等交付サービス事業」として、コンビニ交付システムを構築し、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニ等の店舗で住民票の写しや税証明書を取得できるサービスを整備、令和 6 年度には、「書かない窓口導入事業」として、申請手続きの利便性の向上と窓口業務の効率化のため、外国語にも対応した申請書作成支援システムを導入、令和 7 年度には、「パスポート発行に係る申請・交付手続きに関する電子化事業」として、住民の利便性の向上のため、パスポートの新規取得および更新がマイナンバーカードを利用したオンライン申請ができるよう整備、などが具体的な取組として挙げられます。

18 ページをご覧ください。

ここまでで各目標に位置づけられた具体的な取組をご紹介させていただきましたが、基本計画を構成する施策には、それぞれ施策の進捗度を測るために、進捗指標が設定されています。基本目標 1 から 6 までで 60 指標あり、達成度 100 パーセント以上の評価 A と達成度 70 パーセント以上の評価 B を合わせて、全体の約 72 パーセントに当たる 43 指標が達成又はほぼ達成という状況です。

続いては、目標 1～6 の各目標ごとに分析を行いましたのでご説明します。

19 ページをご覧ください。

基本目標 1 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちでは、全体で 10 指標あり、評価 A と評価 B を合わせて、全体の 80 パーセントに当たる 8 指標が達成又はほぼ達成という状況です。未達成分野は、「健康づくりの推進と医療体制の充実」、「地域福祉の推進」となっています。

20 ページをご覧ください。

基本目標 2 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまちでは、全体で 7 指標あり、評価 A と評価 B を合わせて、全体の約 28 パーセントに当たる 2 指標が達成又はほぼ達成という状況です。反対に約 72 パーセントは未達成となっており、「学校教育の充実」、「生涯学習・社会教育とスポーツ・レクリエーションの推進」、「歴史・文化の保存と活用」など課題が多い項目となっています。

ただいまご説明しました目標 1, 2 について、具体的に見ていきます。

21 ページをご覧ください。

こちらに記載している指標が目標 1, 2 を構成する進捗指標です。

緑が評価 A、黄色が評価 B、赤が評価 C としております。未達成になっている項目についてかいつまんでご説明します。

まず、1-1 特定健診受診率は、受診率の向上を図るべく、府内及び全国平均を上回る数値を目標として設定しておりますが、本町は従前より受診率が低い状況です。未受診の理由については、「通院しているから」や「健康だから」といった声が多く、受診に対する意識が低いことが理由の一つとして考えられます。このため、ダイレクトメールや各種通知書に受診勧奨チラシを同封し、また、大阪府国保連合会に「電話による未受診者への受診勧奨事業」を委託し受診率の向上に努めている状況です。今後も積極的な受診勧奨により受診率の向上に努めていく必要がございます。

続いて 1-2 市民後見人バンク登録者数ですが、成年後見制度の啓発促進が図れておらず、現在も制度の周知が課題となっている状況です。今後、民生委員児童委員協議会等と連携を図り、引き続き制度の周知を行う必要がございます。

続いて、2-2 淡輪公民館の利用者数ですが、利用者数の減少は、公民館クラブ数の減少と比例していると思われ、公民館クラブの活性化だけではなく、館独自の行事を検討していく必要があります。なお令和 6 年度は、岬町文化祭を淡輪公民館で開催していないことも減少の原因と考えられます。

続いて、2-3 岬の歴史館利用者数ですが、展示、イベント内容も大きな変更がなく複数年が経過している状況であるため、新たな企画、取り組みが必要です。

22 ページをご覧ください。

基本目標 3 新たな活力と魅力があふれるまちでは、全体で 10 指標あり、評価 A と評価 B を合わせて、全体の 60 パーセントに当たる 6 指標が達成又はほぼ達成という状況です。未達成分野は、「商工業の振興」、「観光振興とにぎわいづくりの推進」、「雇用・労働環境の充実」となっています。

23 ページをご覧ください。

基本目標 4 豊かな自然の中で安心して暮らせるまちでは、全体で 11 指標あり、評価 A と評価 B を合わせて、全体の約 82 パーセントに当たる 9 指標が達成又はほぼ達成という状況です。未達成分野は、「循環型社会の構築」となっています。

ただいまご説明しました目標 3, 4 について、具体的に見ていきます。

24 ページをご覧ください。

こちらに記載している指標が目標 3, 4 を構成する進捗指標です。未達成になっている項目についてかいつまんでご説明します。

まず、3-3 の経営研修の開催数ですが、令和 2 年度実績を上回るよう目標値を設定したが、コロナ対策に関する研修や、インボイス制度導入に向けた研修などにより例年より別の研修回数が増加していたため、目標未達成となっているという状

況です。引き続き商工会と連携して事業者に必要な研修等の開催を検討します。

続いて、3-4 自然歩道等整備個所数ですが、地権者による森林整備が進んでおり、目標値は未達成ですが3箇所で計画完了済みとなっています。

続いて、3-5 就労相談者数ですが、令和2年度実績を上回るよう目標値を設定しており、広報紙掲載により周知していますが、相談件数が減少傾向にあり、未達成となっている状況です。今後は町HPやLINE等も活用し、PRを強化していく予定です。

4-2 リサイクル率ですが、ペットボトルなどの資源ゴミ量を全体のゴミの量で割って算出しており、町としては、引き続きゴミの分別について周知を図ってまります。

25ページをご覧ください。

基本目標5 安全で快適な住み心地のいいまちでは、全体で8指標あり、評価Aと評価Bを合わせて、全体の約62パーセントに当たる5指標が達成又はほぼ達成という状況です。未達成分野は、「河川・港湾の整備」、「良質な住環境づくりの推進」となっています。

26ページをご覧ください。

基本目標6 すべての人が輝くまちづくりを進めるまちでは、全体で14指標あり、評価Aと評価Bを合わせて、全体の約93パーセントに当たる13指標が達成又はほぼ達成という状況です。未達成分野は、「情報化の推進」となっています。

ただいまご説明しました目標5、6について、具体的に見ていきます。

27ページをご覧ください。

こちらに記載している指標が目標5、6を構成する進捗指標です。未達成になっている項目についてかいつまんでご説明します。

まず5-4 深日港発着航路数については、現在0航路となっていますが、深日港洲本港航路の再生に向け、社会実験運航を実施中で、集客方策や需要に見合う料金設定などについて検証中です。検証結果により今後の方策を再検討してまいります。続いて5-6 空き家相談会における相談件数ですが、宅建協会の協力を得て、空き家や空き地に関する困りごとを相談いただける場を提供しており、毎年、固定資産税納税通知書にチラシを同封するなど周知に努めているものの、相談者が少ない状況です。引き続き、公式SNSなども活用しながら、制度の周知に努める必要がございます。

最後に6-6 ホームページアクセス件数ですが、近年のSNSの発達により、コロナ禍以降減少の傾向にあります。時代や社会的潮流を見極め、適切な媒体で発信していきたいと考えています。

前期基本計画の進捗報告に係る説明は以上でございます。

会長：ただいま、事務局より説明のありました前期基本計画達成状況の検証について、質

疑等はございますか。

委員：初めてなんで、よくわかってないことがあるんですけども、まず、12 ページの令和 5 年と 6 年のところに保育料負担軽減事業というところで、5 年のところは 2 行目に「目指して」6 年目は「図るため」、こここの違いがよく分からない。これが一つ。二つ目が 14 ページ、もちろん各年度の主要事業の抜粋ということなんですが、岬町のみさき公園の整備事業というのが一番重要な取り組み事業だと思うんですけども、岬町のみさき公園の整備事業というものが書いてあるだけで、それ以降の 6 年 7 年について特に記載されてないというところがちょっと私には理解はできなかった。それと三つ目、これは 16 ページの令和 5 年のところに橋梁点検結果に基づく補修ということで、設計業務を行ったということで、全国で橋梁の補修というのが非常に重要課題になってるんですけども、それ以降の状況と計画というのは当然あると思うんですが、この辺りがよく分からなかつたです。この以上 3 点教えていただきたいと思います。

事務局：今ご質問頂いたうち、14 ページのみさき公園のモニタリングと、16 ページの橋梁についてご回答させていただきます。まず、14 ページのみさき公園の整備事業のモニタリングですが、ご指摘あったとおり令和 5 年度からやっておりまして、6 年、7 年度も継続してやってるのですが、こちらの方には記載が継続されていなかつたため、ちょっと分かりにくい表現になっておりました。6 年、7 年もやっております。

で、同じくご質問のあった橋梁ですが、16 ページの橋梁点検に基づく補修ですが、こちらも、計画を令和 5 年度に立てておりまして、それに基づいて 5 カ年計画で順次悪い橋を整備しております。以上となります。

会長：もう 1 つはいかがでしょうか。

事務局：ページ 12 の保育料軽減事業につきましては、令和 5 年度と 6 年度に記載がございまして、タイトルは同じなんですけれども、こちら右側に書いております内容ですね、少し文章の言い回しが違ったりとかっていうところはございまして、ただこちら内容の方は同じものになってございまして、こちらの資料の記載がばらつきがあって、大変失礼いたしました。各事業、各目標にこちらに記載している事業についてはですね、各年度からの主要な事業として抜粋で、記載の方をさせていただいているので、例えば令和 4 年度に記載をさせていただいている事業で、5 年度には期待がなかつたり、6 年度にはなかつたり、ただ、記載を抜粋でさせていただいているだけで、実際的には事業を継続して実施しているとというものは数多くございますので、その点はすみません、ご了承いただけたらと思います。

会長：はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

委員：質問若干させていただきたいと思います。進歩指標数のところなんんですけども。20 ページの基本目標の、あらゆる世代の人が豊かな心を育む、ここ教育と文化のこと

なんですが、未達成が異常に多い、この原因は何か？特にあるんでしょうか？

事務局：目標 2 の分野につきましてはおっしゃいますように、達成が約 28 パーセント 2 指標と残り 5 指標が未達成という状況になってございまして、21 ページに記載させていただいております 2-1、2-2、2-3 というところの内容になっておりますけれども、それぞれ指標として、設定させていただいている項目が、7 つあってですね、それぞれについて未達成となっている理由というのは、こちらで事前に調査をさせていただいてございます。例えば少々お待ちください。2-1 の学校安全ボランティア数につきましては、もともとこの指標の中にですね、民生委員や P T A の団体の数を入れさせていただいておりましたが、今回こちらの記載をさせていただいている 45 人っていうのは、どこにも所属していないボランティアの数になっておりまして。全体数としては若干ではございますが、減少傾向にはあるんですけれども、目標設定時にですね、民生委員さんの数とかが、含まれてしまっていたということで現状の数と乖離がございまして、未達成というふうになってございます。またですね、例えば歴史館の利用者数等についてはですね、展示イベント内容等が大きな変更がなくて、数年が経過しているという状況で、企画内容等新たな取り組みというのが必要な状況になっていると、それぞれ未達成の理由っていうのはあるんですけども、この目標に対してですね、代表して指標の方を進捗を図るために掲げさせていただいてまして、それが今回、たまたま未達成という状況の項目が多くなったということになるんですけども、当然代表して設定している指標でございますので、それぞれの指標に関連する事業については、反省点を踏まえて、次回の計画で目標に達成できるように推進していく必要があるかなと。また、教育文化の分野の中にも、今回のご説明の中でページで言いますと 11 ページになりますけれども、目標 2 の中で、事務事業として 78 事業の把握しておりますので、こここの指標にあげさせていただいている以外の事業も、まあ数多く実施をさせていただいているところでございますので、今回は代表として掲げている指標が、少し進捗が悪かったわけなんですねけれども、それぞれの事務事業につきましては着実に、目標達成するために進めているという状況になってございます。説明になっておりますでしょうか、以上でございます。

委員：すいません、ありがとうございます。今言われてた指標の中で、やっぱり文化教育施設の老朽化、この辺も含まれているんじゃないかなと考えるところあります、淡輪公民館、孝子の歴史館、この辺もだいぶ老朽が進んでおります。やっぱりこの辺が魅力ないところであるんじゃないかなという部分もあります。それともう一つこの指標、言われたように 78 事業の中から 7 事業を選別するんですけども、この教育文化、ここには指標として、やっぱり学力向上、学校の方は教育環境の充実なんかもこの指標に入れるべきじゃないかなと考えておりますが、この辺どうでしょうか？

会長：中間というか、前期が終わって後期に移る段階で、指標についてのご意見が全然出ております。指標を入れれるか変更できるかっていうところも含めて、この教育文化の辺りで事務局よりご回答ありましたらよろしくお願ひしたいと思います。はい、どうぞ。

事務局：今委員がおっしゃったようにですね、まあ指標につきましては今後、当初の、社会情勢も変わっておりますし、いろんな指標も今後検討したいと考えています。

会長：はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。特に皆様に説明がございましたように、この赤と黄色と緑で、赤がやはり要注意で、取り組みが若干低かった、というふうなご説明でございます。緑につきましては、A の評価でございますが、これは今後 5 年間もしっかりと取り組んで、この A をちゃんと継続いただくと。B については黄色部分ですね、なんとか達成できるように努力していただいて、特に A の中で、なかなか 1 対 1 対応の事業と結びついているばかりではないんで、こういうことをやっていくために事務を増やしていく必要があるとか、中身を見ていく必要があるとか、というふうな 5 年間の振り返りでございますので、その辺りでこの ABC の評価についてはご覧いただいて、ここはもっと先ほどお話がありました様に指標の問題であるとか、ここをもっと頑張る必要があるんじゃないとかそういうふうな、振り返りを次の計画に生かしていく元になる段階かというふうに理解しております。いかがですか？はい、どうぞ。

委員：ちょっと 2 点お聞きしたいんですが、資料の 24 ページの農地関係で農業委員の会長さんがおられるんですが、あえてちょっと聞かせていただきたいと思うんですが、1 番上の耕作放棄面積が 2020 年から 25 年の目標も数値を書いていただいているんですが、目標に対して現状が増えたというような数字かなと思いますが、その説明と、まあこの 5 年後にもまだまだ放棄地が増えてくるという予想はしてるんですが、そのあたりをどういう目標を設定をしているのか、分かれば担当でお願いします。

事務局：目標に関しては年間 0.01 ヘクタールずつの減少を一応、目標として数値の方は設定しております。担当課としましては農業委員会も持ってるんですけども、農業委員さんと農地パトロールも行う中で、やはり、放棄地の面積は、やはりちょっとずつではあるが、増えつつはある、ただ目標としては減少っていうところで、なるべく食い止めていきたいなっていうところを考えてございます。以上です。

委員：今まあ、放棄地の面積の説明いただきましたが、まだまだ今現状で、黄色い花キリン草ですかね、セイタカアワダチソウが見事に咲き誇っておりますけれども、当然農業委員会さんの方もいろいろとご検討いただいてると思いますけれど、この農地をいかにこれから復活していくかということになってこようと思いますし、その関連ですね、今年度の事業なんですかね、17 ページですかね、上から 2 つ目の令和 7 年度の事業計画の中にあるんですが、地域活性化起業人、この新たな、民

間の方に入っていたい、ふるさと納税の寄付増額に向けて取り組みを行うというような事業を計画いただいてるんですが、その7年度の進捗状況分かれば。どなたかわかりますか？

事務局：地域活性化起業人につきましては、今月11月の4日から出勤していただいている。一月の半数以上を町の方に出勤いただくことになっていまして、今週ですね、火水木と出勤いただきまして、もういろいろ、ジェイコムさんから派遣していただいているでありますけれども、ケーブルテレビの協会が連名があるみたいなんですけれども、ジェイコムさんとかいろんなケーブルテレビの集まった連合の会があるみたいなんですけれども、そこの番組の中で岬町を紹介していただける番組も設定していただきまして、昨日は撮影がありまして、早速あの道の駅ですか、とっとパークですか、ふるさと納税の返礼品提供していただけています、中塩路の天ぷら屋さんとかに取材が合ったんですけれども、そこに同行していただいて、早速動いて、ふるさと納税の増額に向けた取り組みについて動いてもらってるところです。今後もまた新しい番組とかちょっと調整していただいているところです。出勤がまだ3日なんですけれども、今後もいろんなふるさと納税の寄付額増額に向けて、何ができるかっていうのを提案とかしていただき、取り組んでもらいたいと考えております。以上です。

委員：はい、ありがとうございます。今、派遣いただいている方はお一人という理解でよろしいんでしょうか？はい。ふるさと納税を増やす方法っていうのがいろいろあると思うんですが、なかなか数字上がってこなくって、岬町の財政も皆さんご存知のように大変な予算組みもしている中で、これは一番早く数字を上げていくことが得策かなというのが常々思ってるんですが、先ほど言った農地をいかに有効活用して、それをふるさと納税につなげていく施策も重要じゃないかということで。私は先ほどこの12月の議会で一般質問で提案したんですが、一度またそれ聞いていただけたらと思うんですが。農地を使った有効活用ということでのふるさと納税にも、近隣でもやってることなので、また提案させていただきたいと思います。以上です。

会長：ありがとうございます。個別事業、事務事業になるか分かりませんが、活性化に向けて農地を活かしてということで、それに伴って農地を有効活用するためには、やはり放棄されているようなところについての対応は求められている、そういう理解かというふうに思います。これ、農地というのはあれですかね。調整区域の中での農地カウントですかね？市街化区域内の、宅地並み農地と生産緑地、特定生産緑地についてはこのカウントには入ってないという理解でよろしいですか。

事務局：農地に関しては市街化、並びに調整区域両方でのカウント、また岬町には生産緑地はございません。

会長：ありがとうございます。他いかがでしょう？何かご質問は。

委員：一点お聞きします。15 ページの R6 庁舎防犯体制整備事業についてでありますけども、内容はですね、守衛による人的警備に加え、役場庁舎に防犯カメラの導入を行うことで、庁舎全体の警備体制の強化を図るとともに、犯罪の抑止力効果を高めたというふうな内容でございますけども、実際、これは私もよく理解しておりますけども、これはもう岬町のですね。行政に関わらず、また一般企業でもですね、非常にクレーマーが多いということで、実際どこの行政でも一番悩みの種でございます。そういう中でもう少しですね、この防犯カメラを設置したことによって、実际 どういうふうな内容の効果があったかをお教いいただきたいと思います。

会長：効果計測どうされたのかっていうご質問でございます。

事務局：庁舎内の防犯体制の整備につきましては、内容につきましては事務局の方から説明させていただきましたとおり、庁舎の内部に防犯カメラを設置するということで、これについては、議員がおっしゃられるように、最近増えております、カスハラというような問題も含めた対応もあるわけですけども、第 1 としては防犯的対策を中心としたものとなってございます。ですので、カスハラ抑止というようなものではなく、防犯的な意味合いでの措置で活用しているところでございます。その中で、庁舎の駐車場で、接触事故が起こる時に、防犯カメラの映像を基にして、解決を図るとか、それから府道等での事故が発生した時に、警察からの照会を受けて、映像を確認いただいたというような事案もございました。そういう意味では、一定の防犯的な対策として活用されているというところでございます。映像につきましては、個人のプライバシーの問題もございますので、必要な手続きを持って、対応をしておりますので、個人情報が流出することのないように、適切に配慮をさせていただいているところでございます。以上です。

委員：はい、ありがとうございます。今、お話を聞かせてもらっておりますと、やはり、防犯カメラをつけることによって、ある程度の効果があったというふうに考えておりますけども、その辺ですね、特に私他市町村の議員ともよくお話をするとんですけども、やはり職員さんに対するクレーマーの方々が、やはり深刻な状況になっておるということをよく聞いておりますけども、そういう中で今現在は多分 5 台ほど設置されてるのかなと思いますけども、もしまあ、余裕があればですね。もう少しカメラを増やすことも考えていただいたらどうかなというふうに思いますので、これは要望で結構です。以上です。

会長：はいありがとうございます。今回は今後 5 年間を見据えて振り返って、今後どう対応を、強弱つけながらになると思うんですが、やっていくかっていうふうな基データになるところでございますので、ここまとめての時に、どういう課題が今後設定して対応すべきかっていうところが、次の序章のところに入ってくるようになろうかと思います。先ほど手を挙げてくださいて。

委員：進捗指標については先ほども、5 年前の時の状況の中で進捗指標を作られて、内容

的にも今後当然見直すということもおっしゃってるんですけども、それに一つ、お願いしたいなと思うのは、21 ページの 2-1 で、関係機関等による教育相談回数というで、最初は多分相談が少ないので、相談回数を増やすということやったと思うんですけども、で今回、まあ 367 回ということで A という評価になんですが、この段階に来ると、やはり相談回数が多いのがいいという話ではないと私は思うのでね。当然内容次第で課題をどう抽出するかということで、次の指標設定の上にはそういうところも加味をしていただけるといいのかなというふうに思います。以上です。

会長：はい。事務局。まあ、中身どうするかという、回数だけがいいわけではないというようなご指摘でございますので、まあこの辺はご検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

事務局：委員のご意見ですが、確かにですね、回数が多ければいいというものでもございません。次の段階でですね、こちらの方でも、どういう指標とするか今から検討させていただきます。ありがとうございます。

会長：はいありがとうございます。まだあるかもしれません、ちょっと時間も押してますので、次に進めて参りたいと思います。次は 4 番目でございます。アンケート調査結果の報告について、事務局より説明願います。

事務局：議事 4 アンケート調査結果の報告についてご説明します。

はじめに、資料 6-1 令和 7 年度岬町新総合計画後期基本計画策定のためのアンケート調査報告書（概要版）をごらんください。

#### I. 調査の概要の内容でございます。

本調査は、「岬町総合計画後期基本計画」策定にあたっての基礎資料とするため、町民を対象にアンケート調査を行い、岬町の現状や将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握することを目的に実施しました。調査対象は岬町在住の 16 歳以上の住民 1,200 人で、対象の方から無作為に抽出しています。調査時期は、令和 7 年 5 月 30 日（金）から 6 月 27 日（金）、1,200 人のうち回答いただいたのが 31.4% にあたる 377 人です。

なお、前回、令和元年度実施時は、1,004 件配布を行い、353 件の回収で、回収率は 35.1% でした。

回答者年齢は、60 歳以上の方が多いという状況になっております。

次に II. 岬町の印象の項目です。

(1) 住みよさについては、「住みよいまちであると思う」が 42.2% で最も多く、前回からほぼ横ばいとなりました。

(2) 定住意向については、「現在の場所に住み続けたい」が 59.7% で最も多く、「町内で引っ越したい」を合わせた 62.9% が町内での定住を考えているという結果となり、こちらも前回からほぼ横ばいとなっております。

(3)住みよいまちである理由は、「自然が豊か」が79.2%で最も多く、次いで「静かな居住環境」が64.8%、「治安が良い」が50.9%で続いております。本町としては豊かな自然環境を維持し、住民の皆様が安心、安全に暮らせるまちづくりを引き続き進めていく必要がございます。

(4)住みよいまちではない理由は、「買物など日常生活が不便」が79.2%で最も多く、次いで「交通の便がわるい」が74.0%、「医療機関が充実していない」が58.3%で続いている。こちらについては、電車やコミュニティバスといった地域交通の維持・充実に向けて取り組むべきという結果と捉えており、本町の総合戦略においても地域公共交通の確保を具体的な施策に掲げておりますので、引き続き、地域の暮らしを便利にし、安心して暮らせる環境が構築できるよう努めて参ります。

続いて裏ページをご覧ください。

### III 岬町が取り組んでいる施策についての満足度・重要度の項目です。

(1)満足度としては、「消防・救急、危機管理体制の充実」が39.3%と最も高くなっています、「健康づくりの推進と医療体制の充実」が34.5%で続いています。

(2)重要度としては、「消防・救急、危機管理体制の充実」が81.2%と最も高くなっています、「交通環境づくりの推進」が79.8%で続いています。

満足度と重要度については、各施策について、5段階で評価いただく内容となっており、満足度については、「どちらでもない」を選択した方が多くなっていることから、「満足」「やや満足」を選択した方は、3~4割という結果になっております。また、重要度は、「どちらでもない」よりも「重要」「まあ重要」を選択する方が多く、各施策7~8割程度の方が重要であると評価されている結果となっています。「消防・救急、危機管理体制の充実」については、満足度が高く、かつ重要度も高い項目と評価されており、引き続き住民の皆様のいのちを守り、快適で利便性の高いまちづくりを目指して取り組む必要がございます。

次に、IV住民参加のまちづくりについての項目です。

(1)まちづくりへの関心を見ると、全体の7割以上がまちづくりに関心を持っている結果となっています。しかしながら、参加する機会や時間が無いという方が約半数を占めています。

(2)まちづくりへの参加方法としては、「地域の自治区(会)活動への参加」が34.5%で最も多く、「公園や道路の清掃活動や地域のボランティア活動への参加」が31.8%で続いており、まちづくりに地域での活動を通じて貢献いただいている方も多くいらっしゃるという結果が見ております。町としても、住民同士や住民と行政が連携して、共に汗を流す協働のまちづくりを推進しており、まちづくりやコミュニティ活動に関する情報提供を引き続き行っていくことが重要です。

続いて、Vまちの人口減少・少子高齢化についての項目です。

(1)岬町の将来の人口については、「人口を増やすようにするべき」が46.2%で最も

多く、次いで「人口の減少幅を小さくすべき」が 16.7%、「このまま人口が減少しても仕方がない」が 13.3%で続いています。

(2) 人口減少と少子高齢化が進むことについては、「非常に不安に感じる」が 43.8%で最も多く、「ある程度不安に感じる」が 37.4%で続いています。

(3) 町の取り組みで最も重視することについては、「産業を振興し、安定した雇用を創出する取り組み」が 35.3%で最も多く、次いで「安全で安心して地域で暮らせる地域づくりの取り組み」が 18.0%で続いています。全国的な人口減少の中、本町も例外では無く減少の傾向にはございますが、地方創生の取組を進めることで、特に社会増減については、ここ 10 年近くはほぼ横ばいで持ちこたえているという状況になっています。本町では、地方創生の事業を推進し、合計特殊出生率の向上と社会動態の均衡を目指しており、2050 年には 7,300 人程度にまで落ち込むと推計されている人口を、約 1,600 人増加させるべく、取り組みを進めています。

現在の状況としまして、目標推移を上回っている状況ですが、少子高齢化や若年層の転出超過といった、本町を取り巻く厳しい状況を踏まえ、今後も手を緩めることなく、定住促進施策といった総合戦略の取組を進めて参りたいと考えております。続いて、資料 6-2 令和 7 年度岬町総合計画後期基本計画策定のための団体アンケート調査報告書（概要版）をご覧ください。

#### I. 調査の概要の内容でございます。

本調査は、「岬町総合計画後期基本計画」策定にあたっての基礎資料とするため、関係団体を対象にアンケート調査を行い、日頃の考え方を感じていることを聴取することを目的に実施しました。

調査対象は町内で活動されている団体で、調査時期は、令和 7 年 5 月 30 日（金）から 6 月 27 日（金）、団体 31 団体のうち回答いただいたのが 54.8%にあたる 17 団体です。

なお、前回、令和元年度実施時は、56 団体に配布を行い、29 団体の回収で、回収率は 51.7%でした。

次に、II 岬町での活動、将来の岬町についての項目です。

(1) 岬町での活動について、「活動しやすいまちである」、「どちらかといえば活動しやすいまちである」を合わせると 7 割以上が活動しやすいまちであると回答しています。

また、(2) 将来の岬町について、「子育てや教育に熱心な“まち”」、「人と人とのふれあいを大切にした“まち”」が 52.9%と最も高く、次いで「福祉と医療の充実した“まち”」が 35.3%となっています。

次に、III まちづくりへの参加についての項目です。

(3) 協働の取り組みについては、「実施したことがある」が 88.2%で多く、(4) 協働の取り組みの実施意向については、「これまで以上に拡充していきたい」が 47.1%

と最も多く、次いで「これまで同様に実施していきたい」が 41.2%となっています。

(5)協働が可能な分野は、「福祉」が最も多く、次いで「生涯学習」、「地域の安心・安全」の順となっています。

(6)協働に必要な条件としては、「活動に対する資金的支援がある」が最も多く、次いで「町内で活動する団体・組織の情報交換の場がある」となっています。

住民、団体対象に実施させていただきました本アンケート結果につきましては、本町が実施してきた施策の満足度や進捗度を測る上で重要な資料であると考えております。総合戦略の指標として設定するなど活用をさせていただいております。

いただいたご意見も踏まえながら、今後のまちづくりの参考にさせていただけたいたいと考えております。説明は以上です。

会長：ただいま、事務局より説明がありました4)アンケート調査結果の報告について、質疑等はございますか。

委員：資料6-1のところなんですかけれども、括弧2の定住意向についてというところ、少し気になります。6割以上の方が、この岬町に住み続けたいということなんですねけれども、このアンケートの結果について、その年代別に層別した見方であったりとかっていうのは、分析されてるのかなってのがちょっと気になったので。

会長：事務局いかがでしょう。年齢別クロス集計っていうのはされないんでしょうかっていうことなんですが。

事務局：ご質問等にお答えをさせていただきます。各アンケートのですね。設問については、年齢別のクロス集計をさせていただいております。こちら今お示してるのがアンケート調査報告書概要版ということになりますけれども、概要版ではなくてですね、クロス集計も含めた調査報告書っていうのを作成しております、そちらについて、また岬町ホームページの方でですね。公開させていただく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

会長：はい、サンプル数の問題もあるかもしれません、クロス集計の、例えば若年層の方が定住意識が高いのか。高齢者の方々はもう出ていかない、高いようにも推測されますが、若年層がどうなってるかっていうのを見ていくためには、ある一定の年齢別、これによって対応策変わってくるんじゃないですか、ということかと思います。ちょっと今回は概要版だけですので、まあこれをどう踏まえて次に展開していくかということを次にお願いしたいと思います。

事務局：ちょっと追加ですいません。今の定住意向っていうところですね。こちらの結果としては現在の場所に住み続けたいと回答された方がですね、全体で見ると 59.7%なんですかけれども、うち 70 歳以上が 70% になっています。今回のアンケートなんですかけれども町内の住民の方、皆様に無作為に抽出してですね。1,200 人の方にアンケートを取らせていただいたんですけども、16 歳以上全年代から無作為に 1,200

人抽出させていただいているので、どうしてもですね、岬町の、住民の皆さんの人口ピラミッドからするとですね、高齢者率がまあ高いものでございますので、アンケートの回答いただいた方の割合としても、70歳以上が多いという状況の中でクロス集計を取らせていただいた時に、比較的ご高齢の年齢層の方が多いというような結果になっております。補足で説明させていただきました。以上です。

会長：はいまあ、ちょっとサンプル数がありますので、その辺に、ご考慮いただいて、まあ年代ですかクロス集計ができるサンプルであれば、ちょっと意向の違いなんかも政策対応になるということのご指摘だと思いますので、その辺りはまた一度ご検討いただきたいと思います。はい、他いかがでしょうか。

委員：すみません、今の話の続きなんですけれども、今回取られたこのアンケート調査が、今のご事情があることはよく分かるんですけども、その統計的な確からしさよりも、この後期計画策定のための、まあいろんなソースをですね、この中から見出すことが非常に重要なんだと思います。ということで、あの町民の皆さんにですね、公開される時は、いろんな公開の仕方があるでしょうが、少なくともやっぱりこの審議会などではですね、このやっぱり年代別のいろんな意向なども、示していただけたら、もっとこう、色々考えるきっかけになるのではないかと。例えばその住みよい町である理由、住みよい町ではない理由、それぞれ母数が全然違うと思いますけれども、非常に相反する結果が出てるのがある意味興味深いですね。交通の便が良いとされる方もいれば、交通の便が悪いっていうことを一番にされる方も、住みよい町じゃないの理由ではそっちにピークが出ているっていう、こうやっぱりその、ここに回答された方の、そういう行動範囲だとか、まあそれがおそらく年代だとかってことになってくるんだと思うんですけども、その辺がすごく関係してする可能性が非常に高いなというふうにぱっと見て思います。なので、あのそういう統計的な確からしさということ以前にですね、政策を考える時のソースとしてもこういう資料ですね。ご提示いただけすると大変助かるなと思いますので、今後、その辺り、もしかしたら地区別みたいなものもあると、本当にいいのかなっていうふうに思うんですけども、ちょっとそういうこともですね、ご検討いただければというふうに思います。

委員：今自分も要望で終わるんですけども、この調査方法、郵送で送って、郵送で回収するこのやり方とか若年層、今見たら39歳以下で9%ぐらいしかないんで、QRコードなんかで今の若い子だったらすっとアンケート答えてくれると思いますんで、そういう方法を取り入れて、若年層の、あの少子化対策なんで、若年の声をやっぱり聞ける形にしていただきたいなと思って、要望させていただきます。

会長：はい、ありがとうございます。まあ、先ほどから話がありますように、やはりアンケートを通じて、どういったところを次の5年間に向けてターゲットを絞っていくか、もしくは目標を絞っていくか、ですので、年齢別もそうですし、居住地別も

そうですし、あの家族構成別とか、様々な案件で対応策が変わってくるかとは思いますが、可能な限りそういう資料を提示しながら次の展開を求めていくということですね。で、それともう1件は今お話がありましたように、やはり最近はその情報収集のやり方なんかで、ICT、DXいろいろカタカナばっかり並んでますが、情報をいかに有効活用していくかっていうことと、やはりアンケート、データを集めやすい手法というのは、どっかのところで次への展開として取り組んでいくっていうことは、書いといてもいいかなというふうに思いますので、ですからちょっと広範囲でデータ収集する、告示するっていうところは、各マスタープラン、各部局のマスタープランで必ず書かれてる内容かと思いますので、総計の今後に向けても、そういうデータの収集の方法なんかもご検討してくださいっていうのはご希望でありますので、まあその辺りはしっかりとメモ取っていっていただきたいというふうに思います。はい、ありがとうございます。まだもう1つ残っておりますので、まず次は今度、後期基本計画の序章の部分、ここがあとちょっと残ってますね。これについて事務局ご説明お願ひいたします。

事務局：議事5 基本計画（素案）序章の検討についてご説明します。資料7-1 基本計画（素案）序章検討資料をご覧ください。変更のある箇所については、朱書きしております。各ページ下段にページ番号を記載しています。こちらの番号は本体の冊子の番号と同一となっています。

まず34ページをご覧ください。施策体系については、前期基本計画を引き継ぐものとし、修正は加えておりません。

次に35ページをご覧ください。

施策の見方についても修正の予定はありませんが、例示として掲載しているページの内容に変更があった場合は、変更後の内容に差し替えさせていただきます。こちらについては基本計画の中身の部分となりますので、次回の会議での検討事項となります。

続いて36ページをご覧ください。

(1) 地方創生をめぐる動きの内容についてでございます。

第五次岬町総合計画策定時から5年間の国の地方創生に関する動きを踏まえて本市では、平成27年度から令和2年度まで「第1期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和3年度から「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進め、デジタルの力を活用し、これまでの地方創生の取組みを更に発展させていくため、令和6年度には「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「岬町デジタル田園都市構想総合戦略」として改訂しているという内容を記載しています。また、今回の総合計画後期基本計画の策定に関しても、前期基本計画の終期を迎えるため、前期基本計画における施策の進捗や課題を整理し、令和7年度から令和12年度までの5年間の後期基本計画を策定する旨を記載しております。

(2) 重点施策としては、総合戦略の基本目標に相当する4つの目標を重点施策として定め、人口減少に歯止めをかけるとともに、デジタルの力を活用しつつ、人口減少社会に対応できるまちづくりを着実に進めていくものとしています。前期基本計画では、国の第二期総合戦略に2つの横断的目標が掲げられており、本計画の重点施策としても記載をしておりましたが、国の方で新たに改訂された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においては、横断的目標は4つの基本目標の中に組み込まれた内容となっており、削除されています。そのため、本計画の重点施策の内容としても、国の考え方と、それを踏まえ作成した本町の総合戦略の内容と合わせ、横断的目標の記載は削除させていただいた内容となっています。

37ページをご覧ください。

ただいまご説明しましたとおり、上段の重点施策の表については、横断的目標を削除した内容となっています。下段の総合計画の施策と重点施策の関係の表については、施策体系を前期基本計画の内容から引き続きこととしておりますので、変更はございません。

なお、資料7-2 新旧対照表につきましては、基本計画 序章の新旧の内容を比較できる資料となっております。変更の内容はここまでご説明させていただいたところですが、参考にご覧いただければと存じます。説明は以上でございます。

会長：はい、説明ありがとうございます。5年間の前期を見据えて、アンケートも踏まえて、評価指標に対する達成度も踏まえて、前期を振り返ってまいりました。この結果を見て、次の後期の計画を作る上で、この5年間の間にどういうふうな法制度や、世の中が変わったっていうことが書いてあって、だから後期こう修正していくますっていうのが、今ご説明いただいた序章のところだと思っております。何か説明いただいたわけですが、ご指摘事項があればお願いしたいと思います。これ一応今日はご意見聞くだけで、修正案はまた次出てくるって理解でよろしいですかね。

事務局：はい。本日ですね、いただいたご意見を反映して、また次回の会議でお示しさせていただきます。

会長：ということでございますので、結論は出ないかもしれません、こういう点がいいんじゃないですかとか、ここは抜けてるんじゃないですかとかっていうふうな、後期計画策定に向けて、序章というところがあの方向性を示すところでございますので、ご意見があればお願いしたいと思います。全体の前期の分と比較して、行数がかなり増えてきております。特にあのデジタルの話がデジタル国家戦略の話があつたりとか。国の方もいろいろ総合計画や総合戦略、まち・ひと・しごと総合戦略や、こういった形でいろいろご提案なり國の方でも考えておられるので、本町としてもその対応についてずっと流れを変えてきておるわけでございます。何かお気づきの点があればお願いしたいと思います。次1章から6章までやつた時に、その内容と序章がリンクしとかないとだめなので、もう1回最後に振り返るこ

とって可能ですかね。

事務局：次回の会議で1～6章の案をお示しさせていただきますので、その1～6章の案を踏まえてですね。この今お示している初めに序章のところに変更する必要が生じればですね。その時またご意見をしていただきましたら、反映した上でパブリックコメントに進みたいというふうに考えております。

会長：はい、ありがとうございます。大きな枠組みを序章で示すわけですが、1～6で見た時に、各所管課がいろいろ、マスターplanを変更されたりとか、取り組み状況が今回のABC評価をされたところがあるわけですので、まあそれらが今回、次の1～6に対応できるかっていうところを次見ていかないと駄目だと思います。1から6の目標をしっかりとやっていきますっていうふうな。本町の意思の確認をこういうふうに修正するんですよというのを書いてあるのが序章だと思いますので、もう1回ざっとフィードバックできる時間が、できたら取りたいとは思いますので、序章を今決定するのではなくて、大枠設定だけで、次の1章～6章までの説明をいただいて、もう1回フィードバックしてここを見させていただくなっていうことにできたらさせていただきたいと思います。ですが、今何かお気づきの点があればご意見いただきたいと思います。

委員：おおよそこの序章のところの、特に文章化されてるところというのは、まあ、こんなふうに書くしかないっていうか、書くべき事が書かれているっていうことで、私は問題がないと思うんですが、国の方針の中でも、いわゆる横断的目標の2つがなくなつたので、うちもなくしますって話があったんですけども、この考え方と言いますか、やっぱり、今回の基本計画で、要するに総合すると、やっぱりこの中で特に多様な人材の活躍を推進すること。それから、特に新しい時代の流れをきちんと踏まえて、そういう力を取り入れてですね、振興していくっていう、そういうことっていうのは、やっぱりこう書いといた方が、一体何のためにやってるのかというふうなところで、非常に見えやすいような気がするんですね。なので国に合わせて取るっていういいのもどうかなっていうのが、ちょっとあのーというふうに思いました。横断的な、やっぱり目標っていうのは、この文言がもう少しもしかしたら工夫の余地があるかもしれませんけども、掲げておくことは、この4つの重点施策の中で、特に何を重視してそれを行っていくかということをきちんと示してあるものかなというふうに思うので、なくさなくてもいいのではないかというのが私の意見です。

会長：はい、ありがとうございました。国もこうしてるっていうのは外出しじゃなく中に入れといたらいいと思うんですけど、外出し的に書いて、本町はこう考えるから、こんなふうに書きましょうっていうことで、国も言ってるようになってるのは括弧書きくらいの意味合いで、国がやっているのでっていうふうなところではない表現の方がいいんじゃないかなということがあります。あとはやはり、この4年間

5年間の課題整理をしたっていこうとしっかりとやらないと駄目ですし、ここにやっぱり書いといて後期を目指していくっていう風な、その2点ぐらいがしっかりとかけてたらいいかなというふうには思います。大事なご意見かと思います。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。資料のですね、37ページ上段の重点施策の表の方からも今回削除させていただいておりますが、もともとの記載っていうのが資料7-2の9の方にお示しさせていただいておりますが、こちらは先行して令和6年4月に策定しております岬町デジタル田園都市構想総合戦略の内容の中からも削除させていただいているというところで、ここの表にはですね、総合戦略横断的目標ということで、書いておりますので、ここから取らせていただきたいかなというふうには考えるんですけれども、委員おっしゃることも確かにですね、この横断的目標という考え方自体は引き続き、継承していくべきものであるということですね。横断的目標1、2について、例えばこちらの、基本計画の36ページの重点施策っていう括弧2番のところですね、もう少しそういった考え方も継承しつつみたいなところで、記載の方を増やしたりとか、ちょっと検討させていただけたらどうかなという考えております。ご意見ありがとうございます。

会長：事務局検討をお願いしたいと思います。他いかがでしょう？もしまだフィードバックできる時間がありますので、今日序章については、1度ご覧いただいたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。それでは、最後に次回の日程ですかね。これについて事務局説明をお願いします。

事務局：議事6 次回審議会日程についてです。

議事2 第5次岬町総合計画後期基本計画策定スケジュールについてのところでも触れさせていただきましたが、第2回目審議会の日程については、令和7年12月18日（木）10時～を予定しています。

委員の皆様には、後日、正式なご案内を送付させていただきますので、何卒、よろしくお願ひいたします。説明は以上でございます。

会長：説明ありがとうございました。本件につきましては、特に本日は4年間5年間の振り返りを、どういうふうに次の後期5年間に活かしていくかというところを皆様にご検討していただきました。数点の質問があり、検討する事を事務局にお願いした点もございますが、おおよそはやっていただいてると、あとはこれをどう結びつけていくかっていうところがこの序章であり、次の期間に検討いただく1章～6章の内容になってくるかと思います。本日は長時間に渡りまして忌憚のない意見を頂戴いたしました。委員の皆様に感謝申し上げてあげます。それではこれを持ちまして、もう私締めていいんですかね。ありがとうございます。皆さんには本日は忌憚のない意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。それでは議事進行につきましては事務局にお戻しします。よろしくお願ひいたします。

事務局：事務局です。本日は長時間にわたりありがとうございました。また次回の会議もあ

りますので、引き続きよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

(12:00 閉会)